

## 長崎県病床転換助成事業費補助金実施要綱

### (趣 旨)

第1条 県は、療養病床の再編成により、医療の効率的な提供を推進し、もって、県民の高齢期における医療に要する費用の適正化を図るため、予算の定めるところにより、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）附則第2条の規定並びに「病床転換助成事業実施要綱（平成20年10月15日保発第10150002号）」及び「病床転換助成事業交付金交付要綱（平成20年10月15日厚生労働省発保第1015006号）」に基づき、病床転換事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し長崎県病床転換助成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）長崎県福祉保健部関係補助金等交付要綱及びこの要綱の定めるところによる。

### (補助金を受けることができる者)

第2条 補助金を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条第2項に規定する医療法人
- (2) 医療法第7条の規定により病院又は診療所の開設の許可を受けた者（前号に該当する者を除く。）
- (3) 医療法第8条の規定により診療所の開設の届出をした者

### (補助の対象となる病床)

第3条 補助の対象となる病床は、補助金の交付申請時（補助事業が複数年度にわたる場合においては、初年度における交付申請時）において使用許可を得ている次の各号に掲げる病床とする。

ただし、介護療養型医療施設（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けた同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設をいう。以下「介護療養病床」という。）から次の各号に掲げる病床へ一旦移行し、その後、次条各号に掲げる施設に転換する場合については、医療と介護の適切な機能分担を図る観点から、移行後一定の期間を経ずして次条各号に掲げる施設に転換する場合の次の各号に掲げる病床を除く。

なお、当該病床の転換については、市町介護保険事業計画及び長崎県介護保険事業支援計画担当部局からの了解を得ることを要する。

- (1) 医療法第7条第2項第4号に規定する療養病床（介護療養病床を除く。）
- (2) 医療法第7条第2項第5号に規定する一般病床のうち、療養病床とともに同一病院又は同一診療所内にあり、当該療養病床とともに転換を図ることが合理的であると考えられるもの

2 前項の規定にかかわらず、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号。以下「施設等基準」という。）附則第9条の規定による経過措置を適用し、かつ本補助金の交付を受けないで、介護医療院又は介護老人保健施設等へ転換した前項各号に規定する病床を、平成35年度末ま

で施設等基準第3条第2項第1号口の基準に適合させるために、別表第1の第1欄に定める整備(改修等に限る。)を行う場合には、当該介護医療院又は介護老人保健施設等からの転換も補助の対象とする。

- 3 前項の場合においては、第1項各号に掲げる病床を施設等基準附則第9条の規定による経過措置を適用し介護老人保健施設へ転換する前に、あらかじめ、改修を行う予定時期、補助金の交付を希望する年度、転換病床数及び改修の内容等を、第1号様式により知事に報告しなければならない。

(補助の対象となる転換先の施設)

第4条 補助の対象となる転換先の施設は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 介護医療院
- (2) ケアハウス
- (3) 介護老人保健施設
- (4) 有料老人ホーム(居室は原則個室とし、1人当たりの居室の床面積が概ね13㎡以上であるもので、かつ、介護保険制度における利用者負担第3段階以下の者でも入居可能な居室を確保しているものに限る。)
- (5) 特別養護老人ホーム
- (6) 特別養護老人ホームに併設されるショートステイ用居室
- (7) 認知症高齢者グループホーム
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所
- (9) 複合型サービス事業所
- (10) 生活支援ハウス(離島振興法(昭和28年法律第72号)山村振興法(昭和40年法律第64号)水源地域対策特別措置法(昭和48年法律第118号)半島振興法(昭和60年法律第63号)又は過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)に基づくものに限る。)
- (11) 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)第5条の規定により登録されている賃貸住宅

(補助の対象除外)

第5条 次各号に掲げる費用については、補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の取得又は整地に要する費用
- (2) 門、柵、塀及び造園工事並びに通路敷設に要する費用
- (3) 既存建物の買収に要する費用
- (4) その他補助事業に要する費用として適当とは認められないもの

(補助額)

第6条 補助額は、まず別表第1の第1欄に定める区分毎に第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを施設毎に比較して少ない方の額を選定し、その選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

なお、内示をもって事業着手を認める。

(補助金の交付申請)

第7条 この補助金の交付申請は、第2号様式によるものとし、知事が別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 規則第4条の規定により申請書に添付すべき書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 経費所要額調(第3号様式)
- (2) 事業計画書(第4号様式)
- (3) 誓約書(第12号様式)
- (4) その他知事が必要と認める書類

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、前条に定める申請手続に従い、知事が別に定める期日までに行うものとする。

(交付の条件)

第9条 規則第6条第1項の規定による条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業の内容のうち、次に掲げる事項を変更(軽微な変更を除く。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

ア 整備区分

イ 設置場所

ウ 建物の規模若しくは構造

(2) 補助事業を中止し、又は廃止(一部中止又は廃止を含む。以下同じ。)する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(5) 知事の承認を受けて前号に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を知事の定めるところにより、県に納付させることがある。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 補助金を受ける者が地方公共団体である場合においては、補助金と補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第5号様式による調書を作成し、これを補助事業完了の日(第2号の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(8) 補助金を受ける者が地方公共団体以外の者である場合においては、補助事業に

係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了の日（第2号の承認を受けた場合においては、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
- (10) 補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
- (11) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、第6号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

なお、補助事業を実施する者（以下「補助事業者」という。）が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

- (12) 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国の負担又は補助を受けてはならない

#### （状況報告等）

第10条 規則第11条第1項の規定による報告は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 補助事業に係る工事に着手したときは、着手した日から7日以内に工事着手報告書（第7号様式）を提出しなければならない。
- (2) 補助事業に係る工事の遂行状況について、毎年12月末日現在の状況を翌月10日までに、事業遂行状況報告書（第8号様式）により報告しなければならない。

#### （実績報告）

第11条 規則第13条第1項の規定による実績報告は、第9号様式によるものとし、事業完了若しくは第9条第2号の承認を受けた日から起算して25日を経過した日、又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までにしなければならない。

#### 附則

- 1 この要綱は、平成20年度長崎県病床転換助成事業費補助金から適用する。
- 2 この要綱は、平成26年度長崎県病床転換助成事業費補助金から適用する。
- 3 この要綱は、平成27年度長崎県病床転換助成事業費補助金から適用する。
- 4 この要綱は、平成31年度長崎県病床転換助成事業費補助金から適用する。

別表第1（第6条関係）

1. 区分	2. 基準額	3. 対象経費
<p>改修</p> <p>（療養病床等を有する既存の病院等を本体の躯体に及ばない屋内改修（壁撤去等）で整備を伴うもの）</p>	<p>転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり500千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改修に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>
<p>改築</p> <p>（療養病床等を有する既存の病院等を取り壊して、新たに施設を整備すること）</p>	<p>転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,200千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の改築に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>
<p>創設</p> <p>（療養病床等を有する既存の病院等を取り壊さずに、新たに施設を整備すること）</p>	<p>転換の対象となる1施設（病院又は有床診療所）における病床数について、転換前の病床数に1床当たり1,000千円を乗じて得た額（年度をまたいで行われる病床の転換の場合、前記の額に「当該年度の総事業費／全期間の総事業費」を乗じて得た額）の範囲内で知事が必要と認めた額</p>	<p>補助の対象となる法附則第2条に基づく病床の転換のための施設の創設に必要な整備費又は整備請負費及び整備事務費（整備のため直接必要な事務に要する費用（旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等）をいい、整備費又は整備請負費の2.6％に相当する額を限度額とする。）。</p> <p>ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、整備費又は整備請負費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる費用を含む。</p>

